

令和6年度
児童相談所一時保護所外部評価報告書

令和6年10月
横浜市児童福祉審議会
児童相談所一時保護所外部評価委員会

児童相談所一時保護所外部評価報告書

1 趣旨	1
2 評価委員会の概要	1
(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員	
(2) 評価方法	
(3) 評価の内容とポイント	
(4) 対象施設	
(5) 評価委員会の開催日程と検討内容	
3 領域ごとの評価結果	3
(1) こどもの権利擁護	
(2) こどもの特性に応じた適切な援助	
(3) 学習援助・教育への配慮	
(4) 安全で快適な生活	
(5) 施設運営	
4 総合的評価結果	8
資料編	10
(1) 入所児童アンケート用紙	
(2) 児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価表(令和6年度使用)	
別紙 令和7年度評価に向けた評価項目修正等の提案	

1 趣旨

本市では、児童虐待の増加に伴い、一時保護を要する児童も増え、令和6年10月現在、児童相談所に付設する一時保護所は4か所（定員189人）となっている。

一時保護所は、こどもの安全を確保する場所として、“こどもにとって最後の砦”とも言われる場所であり、一時保護中のこどもの最善の利益が十分考慮され、その人権が尊重されることが重要であり、基本となる。

そのため、本市では一時保護中のこどもの権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図るため、児童福祉審議会児童部会一時保護所外部評価委員会において外部評価を行っている。各児童相談所一時保護所の運営については、毎年度、自己評価を実施するとともに、本委員会では、1か所の一時保護所について外部評価を行うこととしている。

本年度は、北部児童相談所一時保護所を外部評価の対象とし、その運営について外部評価を行った。

なお、同児童相談所は、令和元年度に外部評価が行われている。

2 評価委員会の概要

(1) 児童相談所一時保護所外部評価委員（五十音順、敬称略）（◎：委員長）

児童福祉審議会委員及び臨時委員である5名の委員により構成する。

- ◎池 宗 佳名子 委員（神奈川県弁護士会 弁護士）
- 市 川 泰 広 委員（済生会横浜市東部病院総合小児科部長・こどもセンター長）
- 大 塚 ちあり 委員（横浜市教育委員、元小学校長、國學院大學講師）
- 沖 野 真砂美 委員（横浜市主任児童委員連絡会 副代表）
- 松 坂 秀 雄 委員（横浜市教育委員会事務局カウンセラー統括、元大学講師）

(2) 評価方法

「児童相談所一時保護所による自己評価」、「利用者であるこどもによる評価」、「外部委員による評価」を組み合わせ、委員会として総合的な評価を行った。

また、こどもによる評価については、外部委員による実地調査でのヒアリングとともに、学齢児に対してのアンケート調査を実施した。

【一時保護所の自己評価】

◎評価表をもとに、一時保護所全体で議論し、全員参加により評価する（外部委員による評価と同一の評価表使用）。

【こどもによる評価】

◎学齢児にアンケート調査を一斉に実施する。
また、必要に応じて外部委員によるヒアリングも行う。

【外部委員による評価】

◎外部委員が現地でヒアリング等を行いながら評価表に基づいて評価する。

(3) 評価の内容とポイント

別添の評価表により、「こどもの権利擁護」、「こどもの特性に応じた適切な援助」、「学習援助・教育への配慮」、「安全で快適な生活」、「施設運営」の5つの領域について評価を行った。

1 こどもの権利擁護	こどもの人権への基本的な考え方と取組姿勢やプライバシーの保護、体罰の禁止などに対する取組を評価する。
2 こどもの特性に応じた適切な援助	特に配慮が必要とされるこどもを中心に、一人ひとりの特性に応じて、的確なアセスメントや支援プログラムが提供されているか評価する。
3 学習援助・教育への配慮	保護所からの通学はできないため、学習権の保障の視点から学習空間や教材、プログラムについて（幼児については保育活動も含む）評価する。
4 安全で快適な生活	こどもが安全で快適な生活を送るために、住環境や食事などにおいて、どのような配慮がなされているか、必要な支援が提供されているかを評価する。
5 施設運営	職員の人材育成や危機管理など、質の高い支援を行うために必要とされる施設の運営面について評価する。

(4) 対象施設

横浜市北部児童相談所一時保護所

(5) 評価委員会の開催日程と検討内容

- | | |
|-------------------|--|
| 第1回 令和6年6月26日(水) | 一時保護所自己評価結果の報告（全保護所分）
入所児童アンケート結果の報告
北部児童相談所一時保護所の概要説明、
現地調査、書類の調査及びヒアリング |
| 第2回 令和6年7月16日(火) | 北部児童相談所一時保護所の書類の調査
及びヒアリング |
| 第3回 令和6年8月27日(火) | 評価・調査結果の分析 |
| 第4回 令和6年9月25日(水) | 評価・調査結果の分析
評価報告書案の検討と修正 |
| 第5回 令和6年10月23日(水) | 評価報告書のとりまとめ
一時保護所への評価結果のフィードバック |

3 領域ごとの評価結果

※ 北部児童相談所一時保護所に向けたものは○印、市内全一時保護所に向けた内容は●印としています。

(1) こどもの権利擁護

ア 意見（評価できるもの）

- 守秘義務については、意識して適切に行っている。ただ、難しい対応などでストレスもかかる状況でもあるため、守秘義務を徹底しながらも職場内で対応状況を開示し、情報共有とともに、自分だけで抱え込まないようにすることも大切である。
- 居室のプライバシーの保護については、複数人部屋中心の中、カーテンで仕切るなど、工夫して対応できている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- こどもの権利とは何かと聞いたときに職員が即座に答えることができていない。このような場合、ややもすると、子どもへの対応時、「安心できる場所」に力点が置かれていて、こどもの権利への配慮が不十分になるのではないか。
- こどもとの対応の中で、こどもの発達段階に応じて、こどもの権利を職員自身の言葉で分かりやすく伝えられるよう、職員同士で日ごろから話し合っておく必要がある。一時保護される前に権利を守られてこなかった子どもは、一時保護されてこどもの権利を認識する際や、一時保護が解除されて家庭復帰する際には、理想と現実のギャップに直面することなども想定される。そのような状況に置かれても、例えば、生い立ちの中で身に付けざるを得なかった自罰的な考えに揺り戻されることなく子ども自身が対処できるように、その配慮等についても突き詰めて、全ての一時保護所で考えていくことが大切である。
- 個々の職員が持つ性差意識に関しては、職員同士で振り返る機会はなく、性差に関連した出来事を引継時に日誌に書き込むにとどまっている。
- 全てのこどもが「こどもの意見が大切に扱われている」という認識をもてるよう、こどもが意見を言う機会を職員が大切に扱うことが重要であり、例えば、こども会議などで出た要望に応えられない場合に、なぜ応えられないのかを、どのこどもにも理解できるように懇切丁寧な説明が大切である。
- こどもの意見表明に関することとして、児童福祉法の改正による意見表明等支援や、既に一時保護所で実施しているアドボカシー、及び第三者委員等について、こどもの権利擁護の観点からのそれぞれの位置付け等、関係が不明瞭である。

ウ 提案事項

- こどもの権利擁護に関する研修を更に充実させてほしい。研修を行う前提として、職員研修を実施する立場の職員、受講する立場の職員の双方が、自らの言葉でこどもの権利を説明する目的を明確に認識する必要がある。研修では、こどもの権利を自分の言葉で語ること、こどもの家庭での生活にも思いを馳せ、突き詰めて考えていくことなどを盛り込んでほしい。そして、研修の内容は職員間で都度共有して共通理解を持つ体制を整え、これを受けて各職員はこども自身が権利の意識を醸成できるよう、こどもと接しながら職員も一緒に学ぶ姿勢で臨んでほしい。
- 性差意識に関しては、日常的には引継時に、定期的には所内会議の場などを活用して話し合いの機会を作ってはどうか。性差意識について担当する職員を決めて所内会議の項目に盛り込むことや、責任職が性差意識に関する一時保護所以外での話題を紹介すること等により、職員への意識づけにつなげてほしい。
- 外部見学者や事業者等が施設内に入る際のリスクを考慮し、立入時の情報共有や配慮事項への対応を確実にを行うための外部来所者向けの留意事項・注意事項のチェックリストがあると良い。
- こどもの要望にフィードバックする際には、その要望に応えられないものに関しても、こども自身が「受け止めてもらえた」「大切にしてもらえた」という感覚が得られるように、双方の対話により丁寧に行ってほしい。
- こどもの意見表明に関しては、こどもからの要望や苦情のみならず、うれしい気持ち、楽しい気持ち、つらい気持ち、悲しい気持ちなどのこどもの心情や意見又は意向を、こども自ら表明をしやすいように、様々な意見表明の手段を整理し、実効性のある仕組みとしてほしい。
- 新型コロナウイルスの流行により、人と人との関係性づくりの機会が失われてきた。こども同士の関係性に変化が現れ、希薄さや距離感が大きくなってきており、対人関係の難しさも増してきている。この数年で、学校生活や社会生活でこどもが失ったものや得られなかったものをイメージして支援して行ってほしい。

(2) こどもの特性に応じた適切な援助

ア 意見（評価できるもの）

- 相談部門とは、電話等で積極的に連絡調整を行い、相談部門との間の立地的な制約を補っている。
- 外国籍及び外国につながるこどもに対しては、日本とは異なる生活習慣等にも配慮した対応を工夫して行っており、市内4か所の一時保護所間で経験値を共有できている。
- 幼児への対応では、発達段階に応じた説明は、細心の注意を払いながら幼児に合

わせ、工夫している。

- 一時保護が長期化する子どもたちには、プレイセラピーや外出によるリフレッシュなど、手厚い関わりにより支援を行っている。
- 退所に向けた支援は、児童相談所でうまく対応できた事例を書面に起こして、家庭復帰する際に渡しており、家庭に根付かせようとしている取組が評価できる。

イ 意見（改善が必要なもの）

- アセスメントについては、行われていることに関しては評価できるが、日常的なアセスメントの書式が統一されていない。職員によって項目にばらつきが生じ、子どもの支援にも一貫性がなくなるリスクがあるのではないか。また、子どもの記録の種類によって手書きやデータなどが混在しており、効率性の観点からも課題がある。
- 健康上配慮を要する子どもへの対応はとても尽力されているが、入所児童の8割近くが服薬しているなど、服薬を管理する看護職員の負担がとても大きい。
- 非行等の問題のある子どもへの対応については、クールダウンする部屋がなく、職員と1対1対応になると人手も不足しがちである。

ウ 提案事項

- アセスメントの書式は、より客観性を担保するため、各一時保護所で使用している書式を照らし合わせるなどして、適切な支援を行うための書式や記録の方法について、市内4か所の一時保護所の責任職の会議などの機会を捉え、見直しを検討してほしい。また、手書きの記録についても、DXやICTが進んでいる今、デジタル環境の活用に向け、転換していく必要がある。
- 看護師については、一時保護施設の設備及び運営の基準でも配置が明記されているところであり、子どもの命を守るためにも、是非、常勤職員として配置してほしい。
- クールダウンについては、場所の確保は難しい状況だが、子どもと話し合い、それぞれの子どもに合った、また子ども自身で選べるクールダウンの方法を工夫してほしい。

(3) 学習援助・教育への配慮

ア 意見（評価できるもの）

- 小学1年生からの英語の対応や、中高生の時事問題への対応として中高生新聞を活用するなど、学校での学習の現況も踏まえて対応できている。
- 保育活動は、外出の際の安全配慮などについて、工夫して実施できている。

イ 意見（改善が必要なもの）

- 通学ができていない状況だが、学習権の保障の仕組みを整備していくことは最大の課題である。
- 学習室と生活の場が同じ施設内にあるため、学習と生活の切り替えやモチベーションを高めることが難しい状況である。
- タブレットの活用が広がってきていることは評価できるが、できるだけ学校と同じ環境に近づけていくことが必要である。
- 学校との連携は、定期試験の成績への反映等については、在籍校によって対応が異なる状況にある。

ウ 提案事項

- 学習権の保障については、通学支援の具体的な対応、通学ができない場合のタブレットの更なる活用、病院での院内学級の実施方法の参照、そして高校進学に向けた成績評価に関する不利益のない対応などを、教育委員会や在籍校との連携により推進し、一時保護中の学習がこども自身の成長につながり、その過程が学習の評価に反映されるような実効性のあるものとしてほしい。
- こどもの学習ファイルを活用することに加えて、例えば、毎日の学習時間の終了時に、こども自身がその日の学習を振り返ることができるように、丸印を付けるだけで振り返ることができるような簡便なシートなどを作成してみてもどうか。このようにして、こども自身が学習状況を振り返る機会を日常的につくることにより、こどもの学習に関するモチベーションが高まるような工夫をしてほしい。
- 外遊びはこどもの学びにつながるが、近年、夏季に猛暑日が多く屋外での活動が制限されることが多くなっているため、今後を見据えて、猛暑の際にも工夫できることを検討してほしい。

(4) 安全で快適な生活

ア 意見（評価できるもの）

- 適切・快適な生活への配慮については、定員を超えた際のこどもの空間の確保という点では課題があるが、プレイルームなどは、限られたスペースの中、こどもの人数が増えた場合にも、皆が遊べるように工夫している。

イ 意見（改善が必要なもの）

- 居室は個室が少なく、幼児に関しては個人のスペースがないことから、クールダウンの際等にひとりの空間をつくるため、職員休憩室を一時的に使用する等により

対応せざるを得ない状況である。

- 夜間対応については、非常に尽力されているが、休息すべき時間帯に業務を行わざるを得ない状況もある。

ウ 提案事項

- 個室や個人のスペースが少ない施設の課題を補うため、クールダウン時のこどもの感情や行動等にも配慮の上、ひとりになれる空間創出のための簡易テント・パーティション等の備品や運用での対応も含めて、更に工夫して対応してほしい。
- 設備面では、空調の不具合などは、こどもの生活に直結し、生命にも関わるものであるため、迅速に対応してほしい。
- 配膳については、新型コロナウイルス等の感染症のリスクが軽減してきている状況では、食堂に十分な空間がなくても、テーブルごとや食器ごとにこどもたち自身で片づけを行うなどにより、家庭的な生活習慣を取り入れると良いのではないか。
- 夜間対応については、宿直・夜勤等の勤務形態の検討も含め、適切な人員配置及び手当を行ってほしい。

(5) 施設運営

ア 意見（評価できるもの）

- 日々の業務打合せ等で実施しているミニ研修は、集合研修に比べて機動的に実施でき、回数をこなすことで、多くの職員が学ぶ機会を得られるため、とても良い取組である。参加できなかった職員に対しても、紙媒体やデータ等で共有を図られているということだが、引き続き取組を進めてほしい。

イ 意見（改善が必要なもの）

- 情報共有について、引継ぎに係る情報源が各担当者からの引継書や看護関係の医務ノートなど複数あり、一元化できていない。また、引継ぎの媒体は紙とデータが混在しているが、記録作成時の効率性の観点からも課題がある。

ウ 提案事項

- 引継ぎの一元化の検討を含めて、引継ぎの方法の見直しを行ってほしい。引き継ぐべき情報の取捨選択、引継の方法（PCデータ又は紙媒体）など、引継全体の精査を行ってほしい。
- 地域との関係づくりは、地域との懇談や地区センター等の利用など、今でも十分に行っているが、更に図書館等との連携による、こどもの読書環境の整備なども視野に入れて検討してほしい。

4 総合評価結果

今回の評価にあたり、職員にヒアリングをした中では、職員が、「こどもを守る」という視点で、こどものことをとても大事にして支援していることを強く感じた。外国籍及び外国につながるこどもへの対応や発達段階に応じた対応など、具体的な対応の中で工夫されていることも多く、こどもの安心・安全に力点を置いた支援ができていることが確認できた。(P3～P7各項目の「評価できるもの」参照)

一方で、こどもの権利については、職員の理解やこどもへの説明がまだ十分とは言えない状況であった。一時保護される前に権利を守られてこなかったこどもは、一時保護されてこどもの権利を認識する際や、一時保護が解除されて家庭復帰する際には、理想と現実のギャップに直面することなども想定される。そのような状況も突き詰めて、職員一人ひとりが自分の言葉でこどもの権利について、分かりやすくこどもに伝えることができるよう、提案事項でも記載した研修の実施等について、全ての一時保護所で取組を進めてほしい。(P3～P4「こどもの権利擁護」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

支援については、対応が困難なケースも増えてきているが、新型コロナウイルスの流行により、この数年で人と人との関係性づくりの機会が失われてきた側面もある。また、SNSへの対応についても、同じ境遇のこども同士がつながりを持ちたい気持ちと、こどもの安全確保の狭間で、対応の困難さが推察される。容易には解決できない課題も多いが、こどもの背景を捉え、こどもにとって何が最善であるか、こどもとも意見を交わしながら、粘り強く取り組んでほしい。(P3～P4「こどもの権利擁護」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

学習権の保障については、通学ができていないことは大きな課題である。通学の支援や通学ができない場合のタブレット活用や高校進学に向けた成績評価に関する不利益のない対応などを、教育委員会や在籍校との連携により推進し、一時保護中の学習がこども自身の成長につながり、その過程が学習の評価に反映されるような実効性のあるものとしてほしい。(P5～P6「学習援助・教育への配慮」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

記録や引継ぎについては、負担も多いことに加え、統一的な取扱いができていない状況にあるため、書式の整理とともに、PCデータ上での共有など、効率的かつ確実な情報共有を行ってほしい。(P5「こどもの特性に応じた適切な援助」及びP7「施設運営」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

こどもの意見表明については、こどもからの要望や苦情のみならず、うれしい気持ち、楽しい気持ち、つらい気持ち、悲しい気持ちなども含め、心情や意見又は意向をこども自ら表明しやすいように、実効性のある仕組みとしてほしい。(P3～P4 ページ「こどもの権利擁護」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

令和6年4月に児童福祉法改正を受けて、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」(内閣府令)が新たに制定された。この中で一時保護施設の一般原則として「一時保護施設

は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」とされている。

本市でもこの新基準を今年度中に条例化するに当たり、子どもを支援するための職員配置や子どもの権利擁護に係る取組などが更に求められてくる。職員配置のうち、夜間の職員体制や看護職員の配置については、子どもの生命にも関わる重要な事項であるため、適切な職員配置をしてほしい。(P5「子どもの特性に応じた適切な援助」及びP6～P7「安全で快適な生活」の「意見(改善が必要なもの)」及び「提案事項」参照)

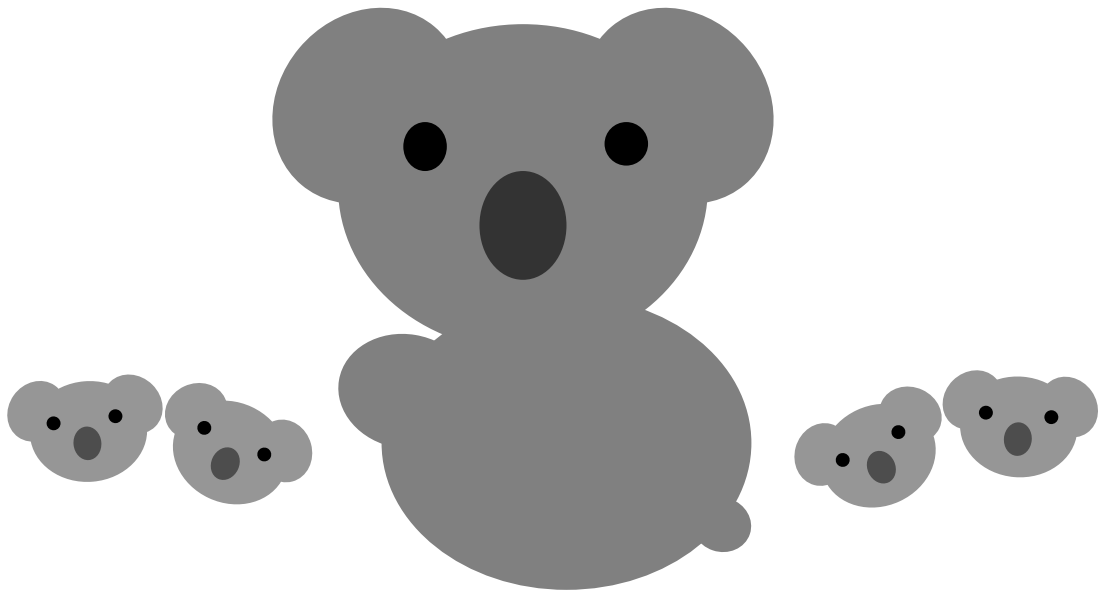
また、一時保護所においては、子どもの権利擁護等に係る運営ルールの再構築が図られていくことになるが、ルール再構築の過程においては、全ての職員が参画し、認識を共有して行ってほしい。

今後、新基準に基づき運営を進めていく中で、日々の対応の振り返りを行う際には、職員間で意見交換をしながら自己評価をし、共通の課題意識を持った上で、外部評価に臨んでほしい。外部評価のフィードバックに対しては、職員間で再度、意見交換をしながら課題への対応策の検討及び実践をして行ってほしい。このようにして、新基準を踏まえたルール再構築、実践、評価(自己評価及び外部評価)、評価への対応を連動させて、全ての職員が関わり共通認識を持つことで、組織全体としての改善や達成感につなげていくP D C Aサイクルを確立してほしい。外部評価が、このサイクルの中に位置づけられることで、形式的なものでなく、より実効性のあるものとなっていくことを期待したい。

資料編

アンケート(一時保護所の生活について)

いちほごしょ せいかつ あんぜん あんしん
一時保護所での生活を「安全で安心できる場所」にするために、
みな かん おも き
皆さんが感じていることや思うことを聞かせてください。
しつもん きにゆうらん ことば か
質問に対し、○をつけたり記入欄に言葉で書いたりしてください。
ばあい こと
わからない場合は答えなくてもかまいません。



↓あなたのことをお聞かせください。

※ ほごしょ き ひ れいわ ねん がつ
保護所に来た日 (令和 年 月)

※ がくねん しょうがく ねん しょうがく ねん ちゅうがく ちゅうそつじょう
学年 (小学1~3年・小学4~6年・中学・中卒以上)

◆ **日課**について

- 1 自由に過ごせる時間は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 2 自由時間にできること（ゲーム、トランプ、将棋、読書 など）の種類は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 3 学習以外の活動（午後の活動等）の種類は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 4 学習以外の活動（午後の活動等）の時間は多いですか？
①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 5 学習の時間は多いですか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 6 学習の内容はむずかしいですか？
① むずかしい ②ちょうど良い ③やさしい

◆ **食事・おやつ**について

- 7 食事はおいしいですか？ ①おいしい ②ふつう ③おいしくない
- 8 食事の量はどうか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない
- 9 メニューはいろいろあり食事が楽しみですか？
①とても楽しみ ②楽しみ ③楽しみではない
- 10 おやつはおいしいですか？ ①おいしい ②ふつう ③おいしくない
- 11 およつのはどうか？ ①多い ②ちょうど良い ③少ない

◆ **生活全体**について

- 12 楽しいことはありますか？ ①よくある ②時々ある ③あまりない
 (どのようなことですか？)
- 13 いやなことや困っていることはありますか？ ①あまりない ②少しある ③たくさんある
 (どのようなことですか？)
- 14 いやなことや困っていることに職員は相談にのってくれますか？
- 15 よくのってくれる ②少しはのってくれる ③あまりのってくれない
- 15 この生活で変えてほしいことや、こうなれば良いなと思うことがあれば書いてください。
 ()
- 16 外部評価委員（生活について相談にのってくれる人）に話をしたいことがありますか？
 ① ある ②ない

児童相談所一時保護所入所児童 権利擁護のための外部評価 評価表

<目次>

評価領域Ⅰ 子どもの権利擁護

評価分類Ⅰ-1	権利擁護の意識・人権への配慮
評価分類Ⅰ-2	プライバシーへの配慮
評価分類Ⅰ-3	意見表明
評価分類Ⅰ-4	子どもを守る取組

評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

評価分類Ⅱ-1	子どもの状況把握とアセスメントの的確さ
評価分類Ⅱ-2	一人ひとりに応じた適切な対応
評価分類Ⅱ-3	入退所時の対応と児童相談所の他部門との連携

評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮

評価分類Ⅲ-1	学習権への配慮
評価分類Ⅲ-2	子どもに応じた学習支援
評価分類Ⅲ-3	保育活動

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

評価分類Ⅳ-1	適切・快適な生活への配慮
評価分類Ⅳ-2	いきいきと遊べる空間の確保
評価分類Ⅳ-3	快適な生活が営まれる住環境への配慮
評価分類Ⅳ-4	食事の工夫
評価分類Ⅳ-5	衣服の着用と管理
評価分類Ⅳ-6	適切な入浴
評価分類Ⅳ-7	安心できる睡眠の確保
評価分類Ⅳ-8	適切な排泄指導

評価領域Ⅴ 施設運営

評価分類Ⅴ-1	職員間の情報共有・連携
評価分類Ⅴ-2	職員の技術の向上、人材育成
評価分類Ⅴ-3	健康管理・安全管理
評価分類Ⅴ-4	地域や関係機関との関係
評価分類Ⅴ-5	実習・ボランティアの受け入れ

総合的な評価～全ての領域評価を終えて～

評価領域 I 子どもの権利擁護

評価分類 I-1 権利擁護の意識・人権への配慮

評価項目 I-1-(1)

権利擁護についてマニュアル等に定め、職員への周知を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	一時保護所の運営マニュアルなどに子どもの最善の利益等の観点から権利擁護を盛り込み取り組んでいる。※	
	標語などの掲示等により、権利擁護について職員に周知している。	
	運営マニュアルなどの定期的な見直しを行っている。	
	職員会議での検討や権利擁護の研修を行い、取り組んでいる。	
B	Aの中の※に該当したうえに、Aの中の※以外のいずれか2～3つに該当する。	
C	Aの中で※のみ該当する、または※に該当せず※以外のいずれか1つ以上に該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I-1-(2)

権利について、子どもへの説明・周知を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもが一時保護の理由を理解し、了解するよう、年齢に応じた説明をしている。	
	「一時保護所のしおり」、標語などの掲示などにより、権利に関する考え方について、子どもに周知している。	
	権利擁護の取組として、意見箱を投函しやすい場所に設置し、提案された内容については早期に対応している。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I-1-(3)

子どもの呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもに対して、威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないよう、職員間で相互に配慮している。	
	穏やかで分かりやすい言葉で話している。せかす必要がある場合は、理由も説明している。	
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるように配慮している。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I-1-(4)

性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	生活の役割、持ち物、服装などで性別による区別をしていない。	
	順番、グループ分けなど、必要がある場合を除き、性別にしていない。	
	子どもに対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしないようにしている。	
	無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で反省する仕組みをつくっている。	
	LGBT等に対する職員の理解や対応の質を高める取組を行っている。	
B	Aの中でいずれか3～4つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I-1-(5)

個人情報の取り扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	守秘義務の意義や目的を全職員（ボランティア・実習生含む）に周知徹底している。	
	個人情報の取り扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知徹底している。	
	個人情報に関する記録（パソコンを含む）は施錠できる場所に保管、管理している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類 I - 2 プライバシーへの配慮

評価項目 I - 2 - (1)

子どものプライバシーの保護に配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どものプライバシーの保護についてのマニュアル、手引き等を作成している。	
	子どものプライバシーの保護に関するマニュアル等について定期的に検証し必要な場合は見直しを行っている。	
	プライバシーの保護について職員に徹底し、研修を行っている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 2 - (2)

居室がプライバシーの保護に配慮されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入室にあたっては、声かけやノックなどをして、子どもの了解を得ている。	
	原則として、居室には、同性職員が入る等の配慮をしている。	
	年齢や発達段階に応じて、プライバシーに配慮した少人数の部屋や個室の整備を進めている。	
	同室児とは必要に応じてパーティションや区切り等でプライバシーに配慮した工夫をしている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 2 - (3)

私物の点検は、プライバシーに配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	同性職員が行っている。	
	子どもの理解を得ている。	
	子ども同席で行っている。	
B Aの中でいずれか1～2つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 2 - (4)

見学者・視察者を受け入れる場合、生活をしている子どもに配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	時間帯や日課を配慮した受け入れを行っている	
	居室の見学は原則行っていないが、見学の際には、子どもの理解を得ている。	
	見学者・視察者に会いたくない子どもへの配慮を行っている。	
	見学者・視察者に保護されている子どものプライバシーの守秘義務について説明している。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類 I - 3 意見表明

評価項目 I - 3 - (1)

生活全般について子どもが自由に意見を表明し、自主的に考える活動を推進している。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもが自由に意見を表明できるよう、子どもと職員との信頼関係づくりに取り組んでいる。	
	子ども自身が、自分たちの生活全般について自主的・主体的な取り組みができるようなこども会議等の活動に取り組んでいる。	
	子どもの個性を尊重し、子どもの希望や意見に可能な限り応えている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 3 - (2)

子どもが要望・苦情を訴えやすい仕組みになっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
A	第三者的委員に、直接苦情を申し立てることができ、第三者的委員からの意見等について早期に対応している。	
	子どもに対して、意見箱・懇談会・アンケート等で積極的に要望や苦情を聞き、早期に対応している。	
	権利擁護の取組として、子どもが意見を提案し、検討できる場（子ども会議など）を設置し、会議で提案された内容については早期に対応している。	
B	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており、事前に子どもや家族に説明されている。	
C	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど、取り組みが不十分である。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類 I - 4 子どもを守る取組

評価項目 I - 4 - (1)

体罰を行わないよう徹底しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	体罰の禁止について所内の規程等に明記して職員に説明している。	
	体罰の起こりやすい状況や場面について把握し、職員会議などで、子どもたちへの接し方、対応について話し合っている。	
	体罰を伴わない子どもたちへの接し方、対応について研修を行っている。	
職員による体罰の禁止について、子どもや保護者に周知している。		
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 4 - (2)

いじめなどから子どもが守られる適切な対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	職員会議などで子どもの力による支配等の問題や子どものサインの早期発見について話し合い対応している。	
	課題を持った子ども等の入所の場合、観察を密にし個別的な支援を行っている。	
	「一時保護所のしおり」などで子どもたちといじめをテーマに人権意識を育むような話し合いをしている。	
	問題が起きた時、課長等が中心になり、全職員で対応している。	
B	Aの中でいずれか3～4つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 4 - (3)

子どもに対するセクシャルハラスメントを行わないよう徹底しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	セクシャルハラスメントの禁止を、職員に対し具体的な例を挙げてマニュアル等で示している。	
	セクシャルハラスメントの禁止について、職員に対し研修を行っている。	
	セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを日常的に会議等で確認している。	
	セクシャルハラスメントがあった場合を想定し、責任職は事実確認を行った上で対応や処分などを行う仕組みを整えている。	
B	Aの中でいずれか3～4つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 4 - (4)

入所児童が警察官による聴取を受ける場合は、人権に配慮した対応を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	一時保護中に来所した警察官の聴取を受ける場合、適切な場所と時間を設定している。	
	警察官が来所する際には、私服や一般車両を使うように依頼している。	
B 警察官の聴取を受ける場合、原則として職員が同席している。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 I - 4 - (5)

児童間のトラブル防止に向けての配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	夜間、男子児童・女子児童が互いの居室へ行き来できないよう、トラブルの防止策が講じられている。※	
	年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識、関心が持てるよう支援している。	
	年齢や発達段階に応じた性教育のカリキュラムを用意している。	
性教育についての職員の研修・学習会を実施している。		
B	Aの中で※に該当したうえで、Aの中の※以外のいずれか1～2つに該当する。	
C	Aの中で※のみ該当している、または※に該当せず※以外のいずれか1つ以上に該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価領域Ⅱ 子どもの特性に応じた適切な援助

評価分類Ⅱ-1 子どもの状況把握とアセスメントの的確さ

評価項目Ⅱ-1-1

子ども（必要に応じて家族）に面接し、子どものニーズを正しく押さえたうえで、解決すべき課題の把握（アセスメント）を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	アセスメントにあたり、所定の様式を使用して子ども一人一人の身体状況・生活状況を把握し具体的に明記している。	
	アセスメントにあたり、子ども（必要に応じて家族）と面接している。	
	アセスメントに複数の職員が参加している。	
アセスメントにあたり、担当児童福祉司と必要に応じた調整をしている。		
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－１－(2)

子ども一人ひとりの発達の段階に応じた対応を行い、その記録があるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。	
	子どもの記録内容は関係する職員に周知している。	
	重要な申し送り事項が記録され、勤務職員が変わる時に伝達されている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－１－(3)

子どもに対する支援で必要な情報が職員間で共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	ケース会議が行われ、その内容が記録に残されている。	
	ケース記録をもとに、必要な情報を職員間で共有する機会を設け、活用している。	
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイリングされている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅱ－２ 一人ひとりに応じた適切な対応

評価項目Ⅱ－２－(1)

被虐待児童に対し、適切に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	心理的な支援が必要な子どもへの対応に関する研修やスーパービジョンが行われている。	
	必要に応じて心理の専門家から直接支援を受ける体制が整っている。	
	強引な引き取りへの対応について、職員に周知徹底するとともに、緊急時において協力が得られるよう、警察との連携を図っている。	
	引き取りの可否について担当児童福祉司との連絡を適宜行っている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(2)

障害のある子どものための環境整備、支援内容の配慮を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	医療機関や専門機関から助言や情報が得られる体制をとっている。	
	障害の特性を考慮し、支援が行われている。	
	障害のある子どもの支援について全職員で話し合える体制ができている。	
障害のある子どもと障害のない子どもとの関わりに配慮をしている。		
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(3)

健康上配慮を要する子どもに適切に対応しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	健康上特別配慮を要する子どもには、医療機関と連携して日頃から注意深く観察するとともに、必要な情報を職員間で共有している。	
	健康上特別配慮を要する子どもが入所している際に、夜間等人員が少なくなる時間帯においても対応体制が整っている。	
	服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら、確実な服薬ができるように支援を行っている。	
	服薬管理の必要な子どもについては、誤薬を起こさないようにマニュアルに沿って適切に管理・実施している。	
	緊急時に対応可能な医療機関と連携を図り、対応方法について職員間で共有している。	
	職員間で医療や健康に関して学習し、知識を深める努力をしている。	
	誤薬を起こした場合の緊急対応の体制が整っている。	
B	Aの中でいずれか3～6つは該当する。	
C	上記のいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(4)

アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	医師や子どものかかりつけ医の指示を受け、適切な対応を行っている。	
	除去食の必要な子どもに対しては、確実な除去ができ、栄養面にも配慮した適切な食事を提供している。	
	除去食や代替食の提供において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
	直接子どもに接する職員全員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報が周知されている。	
	症状悪化時（ぜんそく発作、アナフィラキシーショックなど）の緊急体制が整っている。	
B	Aの中でいずれか3～4つは該当する。	
C	上記のいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(5)

非行等の問題がある子どもに適切に対応をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	問題行動のある子どもの改善に向けて、一時保護所としての方針がある。	
	問題行動のある子どもについて、子どもの特性等あらかじめ職員間で情報を共有化し、連携して対応している。	
	必要に応じて、所内各部門と協力し、対応している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(6)

無断外出発生時の対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	無断外出に備え、マニュアルなどを用意して、捜査や連絡調整等について適切かつ迅速に対応するように努めている。	
	無断外出中の行動について詳細に聞き取り、無断外出の背景を把握し今後の支援に生かしている。	
	無断外出があった場合、面接、作文等による振り返り等の機会をつくっている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	上記のいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(7)

外国籍等の子どもに適切な配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	宗教や文化（言語・表現・食事）、生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。	
	宗教や文化、生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよう配慮している。	
意志疎通が困難な場合は、個別的な対応を行うよう配慮している。		
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(8)

幼児への対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	幼児からのサインについて適切に対応するため、観察を重視している。	
	会議等を通して幼児への対応の仕方を検討するとともに研修の機会を設けている。	
職員との愛着関係を育むため、担当職員又はチームを決め、適切な支援方法をもとに一緒にいる時間を大切にしている。		
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(9)

子どもに対し必要な生活習慣の習得を支援しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階に応じて、食事、入浴、排泄等基本的な生活習慣が身に付く支援をしている。	
	年齢や発達段階に応じて、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	
年齢や発達段階に応じて、必要な身支度、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。		
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－２－(10)

入所が長期化する子どもへの対応

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	長期化に対応し、所内授業の工夫や学校と連携して学力が低下しないよう配慮している。	
	長期化に配慮し、子どもの意見を反映した個別支援プログラム（外出、調理実習、手芸等）を作成し、ストレスの軽減に努めている。	
子どもに一時保護の長期化の状況を説明し、ある程度の現状認識や見通しがもてる努力をしている。		
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅱ－3 入退所時の対応と所内他部門の連携

評価項目Ⅱ－3－(1)

児童相談所の他部門と適切な連携をとっているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	必要に応じて、担当児童福祉司と密接な連携をとっている。	
	子どもの支援について、担当児童福祉司や児童心理司と協議を行い、必要な場合はチームで対応する体制ができている。	
	施設入所が必要な児童については、担当児童福祉司と連携して、施設や学校、地域等の人間関係との分離不安に配慮している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－3－(2)

入所時に子どもたちに対して、一時保護所の支援内容を年齢や発達段階に応じた説明が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	親しみやすい言葉かけをしたり、目線の高さを合わせて話をするなど、子どもの気持ちを理解し、共感するよう取り組んでいる。	
	一時保護所での生活について、「一時保護所のしおり」等を用いて、年齢や発達段階に応じた説明をしている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅱ－3－(3)

退所に向けた準備が適切に支援されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	児童福祉司と連携をとりながら、子どもの適切な退所時期について常に情報交換している。	
	施設入所が必要な子どもについては、一時保護所として、子どもと十分話し合うとともに必要な資料や情報提供をしている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価領域Ⅲ 学習援助・教育への配慮

評価分類Ⅲ－１ 学習権への配慮

評価項目Ⅲ－１－(1)

教育を受ける機会が保障されているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	※ 平日に授業の科目が組まれている。	
	複数の教員資格を持つ専任職員が授業を担当している。	
	小学生や中学生を別の教室にするなど年齢や発達段階に応じたスペースが提供されている。	
中学生以上については、在籍校との連携のもとに、定期試験期間中に定期試験を受けることができる。		
B	Aの中の※に該当した上に、Aの中の他のいずれか1～2つに該当する。	
C	Aの中で※のみに該当している、または※には該当せず※以外のいずれか1つ以上に該当している、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅲ－２ 子どもに応じた学習支援

評価項目Ⅲ－２－(1)

カリキュラムやプログラムが整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	判定テスト等により、子どもの学習到達度がチェックできている。	
	個々のレベルに応じたカリキュラムやプログラムが整備されている。	
	子ども一人ひとりの学習状況が記録され、職員間で共有されている。	
	子ども自身に合った学習方法や希望を取り入れている。	
B	Aの中でいずれか2～4つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅲ－２－(2)

用具・教材が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	小学校1年生から中学校3年生までの教科書が用意されている。	
	学習到達度に応じたワークブックや課題プリントが用意されている。	
	入所期間中は、子どもひとりひとりに専用の文房具が用意されている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅲ－3 保育活動

評価項目Ⅲ－3－(1)

年齢に応じた保育活動を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階に応じた保育を行っている。	
	戸外に出かけ、外界への興味を広げられるように配慮している。	
	職員や他の子どもとのふれあい遊びや模倣遊びを通して、情緒の育成を図り、人との豊かなかかわりができるように配慮している。	
	楽しく遊ぶことができるよう心がけている。	
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅲ－3－(2)

遊具が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	玩具の持つおもしろさや安全性を考慮して、色や形にも配慮して選ぶように工夫している。	
	絵本やビデオ、DVDなど視覚や聴覚による遊具が多様に用意されている。	
	体を使って遊べる遊具が多様に用意されている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価領域Ⅳ 安全で快適な生活

評価分類Ⅳ－1 適切・快適な生活への配慮

評価項目Ⅳ－1－(1)

子どものニーズに合わせた日課運営が行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	自由時間の過ごし方や行事などのプログラムには、少しでも子どもの意見を反映させることができるよう努力している。	
	行事等のプログラムは、子どもの状況に合わせて、無理のないスケジュールとなるよう実施している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－１－(2)

行事・遊びなどの工夫がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	夏のプール、遠足や七夕等、季節に応じた行事が用意されている。	
	学齢児童に対しても、公園や体育館等で思い切り体を使って遊べるメニューが用意されている。	
	図書やテレビ・DVD・CD等を備え、子どもの希望や発達段階に応じて、自由時間に使用・閲覧できるようにしている。また、トランプ、将棋、ゲーム機等が用意されている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－１－(3)

子ども同士の関係づくりへの配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	居室を決める際には、年齢だけでなく、子どもの状況に配慮するとともに、子ども同士の関係性を見極めながら適時適切に居室変更を行っている。	
	学習場面での机の配置について、学年だけでなく子ども同士の関係性を考慮して席を決めている。	
	子ども同士のいじめやトラブルが生じないように、自由時間にも必ず職員が様子を見て確認している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－２ いきいきと遊べる空間の確保

評価項目Ⅳ－２－(1)

園庭の確保、部外者からのプライバシーの保護等について配慮されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。はばたきについては、ウ及びエに該当する。	
	ア 体を思いきり動かすことができる園庭等が整備されている。	
	イ 園庭が通行者等から見られないような工夫がされている。	
	ウ 一時保護所内で楽しめるような遊具が用意されている。	
エ 雨天のときに室内で遊べるようなスペースが確保されている。		
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。はばたきについては、ウ又はエのいずれか1つに該当する。	
C	Aの中で1つ該当する、または全く行っていない。はばたきについては、ウ及びエを行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－3 快適な生活が営まれる住環境への配慮

評価項目Ⅳ－3－(1)

快適な生活が営まれるような住環境（清潔さ、採光、換気、照明等）への配慮がなされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	共有スペース、個人のスペースとも、常に清潔に保たれている。	
	共有スペース、個人のスペースとも、換気、温度、採光、照明等への配慮がなされている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－３－(2)

必要に応じてプライバシーが守れる空間を提供しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	共有スペース、個人スペースとも個人のプライバシーは守られている。	
	個人のスペースには、当該児童にとって必要最小限の私物持込みができるよう配慮されている。	
	家族や学校の先生との面会等ができるスペースが確保されている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－４ 食事の工夫

評価項目Ⅳ－４－(1)

個々の子どもの心身状態に合わせた食事提供を行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階、体調、疾病やアレルギー等に配慮した食事を提供している。	
好き嫌いをなくす工夫や子どもの好みなどを献立に反映させている。		
B Aの中でいずれか1つは該当する。		
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－４－(2)

食事を楽しめるような工夫や子どもの好みを献立に反映させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	アンケート調査などから子どもの食事の好みを把握し、献立に反映させている。	
	食事は温かいものは温かく、冷たい物は冷たくした状態で提供されている。	
	旬の食材を取り入れ、誕生会や行事等には特別なメニューを提供している。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－４－(3)

個々の子どもの発達段階に合わせて必要な食事習慣を習得させているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうちア及びイに該当し、ウからオは新型コロナウイルスなど感染症等の状況に応じて実施している。	
	ア 一般的な食習慣を身に付けるため、食事時間が適切な時間に設定されている。(夕食は6時以降等)	
	イ はしの使い方など、発達段階に応じて習得できるよう支援している。	
	ウ 年齢や発達段階に応じて、片づけなどに関わらせている。	
	エ 年齢や発達段階に応じて、調理等の機会を設けている。	
	オ 一週間のうち2回以上、手づくりのおやつが提供されている。	
B	Aの中でア又はイいずれか1つは該当し、ウからオは新型コロナウイルス対策の状況に応じて実施している。または、ア及びイは行っていないが、ウからオのうち2つ以上を実施している。	
C	Aの中でア及びイは行っておらず、ウからオの1つは該当する又は全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－5 衣服の着用と管理

評価項目Ⅳ－5－(1)

必要な衣習慣の習得を援助しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階に合わせて、複数の選択肢から、子ども自身が衣服を選択できる機会を設けている。	
	気候、汚れなどに応じた選択・着替えの衣習慣を習得させるための支援を行っている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目Ⅳ－5－(2)

衣服の管理の習得を援助しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	年齢や発達段階に応じて、下着の洗濯やたたみができるよう支援している。	
	個々の収納スペースを確保し、「自分の服である」という所有感を持たせるとともに、衣類の整理、保管などについて自己管理ができるように支援している。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－6 適切な入浴

評価項目：Ⅳ－6－(1)

入浴の時間・回数、安全面の配慮等は適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	毎日入浴できる、または入浴日以外でも子どもの希望により毎日でも入浴やシャワー浴ができる。	
	子どもの年齢や発達段階に応じて、安全に入浴できるよう職員の体制が整えられている。	
B	Aの中でいずれか1つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目：Ⅳ－6－(2)

入浴に関して、子どもの自尊心やプライバシーに配慮しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	脱衣は必ず、ドアやカーテンを閉めた浴室内の脱衣所で行われている。	
	希望があれば個別入浴に対応している。	
	年齢や発達段階により入浴時間等の配慮を行っている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－7 安心できる睡眠の確保

評価項目：Ⅳ－7－(1)

夜間の不安や夜泣き等に対して適切な対応をしているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入眠時に不安や不眠を訴えた子どもに対しては、職員が付き添って話を聞いたりしながら寝かしつけるようにしている。	
	定期的に寝ている状況を観察し、起きている子どもに対しては声かけしながら状況を観察し、必要な対応をしている。	
	必要に応じて、夜間のトイレ等に付き添って声かけ等を行っている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類Ⅳ－8 適切な排泄指導

評価項目：Ⅳ－8－(1)

おむつ着用児や夜尿児童への配慮、プライバシーの配慮がされているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入所時に夜尿の有無を確認し、当該児童と年齢や発達段階に応じて予防のための対応方法について話し合い、支援を行っている。	
	学童児童がおむつを使用する場合は、児童本人が十分にその必要性を理解し、同意できるよう話し合いが行われている。	
	学齢児童がおむつを使用する場合は、風呂場の着衣室等で着脱を行い、他児童に気付かれないよう配慮がなされている。	
	学童児童が夜尿をしてしまったときには、他の子どもにわからないように、職員が布団の手当等をしている。	
	幼児については就寝中も職員が常に確認して、おむつから漏れていた場合は着替えをさせている。	
	幼児のうち排泄が自立できそうな子どもについては、昼間は布パンツにするなど、自立に向けた支援が行われている。	
B	Aの中でいずれか3～5つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1～2つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価領域 V 施設運営

評価分類 V-1 職員間の情報共有・連携

評価項目 V-1-(1)

子どもへの支援内容や対応方法が共有化されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	係会議が定期的に行われている。	
	すべての職員が、業務日誌等で支援に必要な情報を職員間で共有する工夫がされている。	
	日々の業務の引き継ぎが適切に行われている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-1-(2)

児童相談所内の児童福祉司等他の職種との連携が図られているか

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	担当の児童福祉司が、適時適切に一時保護所と連携しながら児童の支援にあたっている。	
	必要に応じて医学的診断や心理学的判定を受け、日常の支援に生かしている。	
	児童精神科医との日常的な連携が取れている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類V-2 職員の技術の向上、人材育成

評価項目V-2-(1)

職員のスキルの段階にあわせて計画的に技術の向上に取り組んでいるか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	職員参加により、定期的（年1回以上）に、自己評価を行っている。	
	質の向上を図るための会議・勉強会が開かれている。	
必要に応じて外部から援助技術の評価・指導等を受ける仕組みがある。		
B Aの中でいずれか1～2つは該当する。		
C 上記のいずれにも該当しない。		
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-2-(2)

職員・非常勤職員の研修体制が確立しているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	内部研修が定期的（年2回）に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる。	
	施設外の研修会、大会等への参加、他の福祉施設での実地研修等が積極的に行われている。	
	研修の成果について、受講者が発表し、他の職員にフィードバックするなどの工夫がされている。	
B	職員の研修ニーズにも配慮し、研修担当者が研修計画を作成している。	
C	施設としての研修計画を作成しておらず、取り組みが不十分である。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類V-3 健康管理・安全管理

評価項目V-3-(1)

子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	入所時の子どもの健康状態についての的確に把握している。	
	一人ひとりの子どもの健康状態を把握するよう努めている。	
	医薬品や医療器具が準備され、適切に管理されている。	
既往症について保護者及び関係機関から情報を得られるように努め、対応を関係する職員に周知している。		
B	Aの中でいずれか2～3つは該当する。	
C	Aの中でいずれか1つは該当する、または全く行っていない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-3-(2)

衛生管理や感染症対策が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的（最低年1回）に見直しを行っている。	
	感染症の発生時の対応について、子どもへの対応方法や配慮事項を全職員が共有している。	
	マニュアルの内容を全職員が共有するため、定期的な研修の実施などの具体策を講じている。	
B 衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがある。		
C 衛生管理、感染症防止に関するマニュアルがなく、取り組みが不十分である。		
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-3-(3)

職員のメンタルヘルスへの対応が適切に行われているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	処遇困難な児童などへの対応を係全体で検討、共有化し個人の負担を軽減する取り組みをしているか。	
	メンタルヘルスの相談窓口が、職員に周知されているか。	
	メンタルヘルスの向上を図るための研修が定期的に行われているか。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-3-(4)

安全管理のマニュアルがあり、事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	マニュアルは職員参加により定期的（最低年1回）に見直しを行っている。	
	緊急連絡体制が確立している。	
	通報や連絡体制の予行演習、地域の避難場所等への誘導などの訓練を定期的（月1回以上）に実施している。	
	職員が救急救命法を身につけている。	
	救急薬品やAEDが設置され、すぐ使用できる状態になっている。	
B	事故や災害に適切に対応できる具体的なマニュアルを作成している。	
C	事故や災害に適切に対応できるマニュアルがなく、取り組みが不十分である。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-3-(5)

外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	不審者の情報が関係機関又は近隣地域等から得られるネットワークができてい る。	
	不審者等の侵入防止策（出入口の施錠等）が講じられている。	
	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。	
	子どもに対して不審者等発生時の訓練又は指導を行っており、子ども自身が自分 の身を守る方法を知っている。	
B	外部からの侵入者対策マニュアルが作成されている。	
C	外部からの侵入者対策マニュアルがなく、対策が不十分である。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-3-(6)

無断外出の防止や発生した場合の対策が適切にとられているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	入所児童に対して日頃から無断外出をしないよう指導している。	
	建物の構造が、自由な出入りを制限できるように工夫されている。	
	警察や関係機関との連絡調整が円滑に行われている。	
B	無断外出に備えて、マニュアルなどを用意し、捜索や連絡調整等について適切かつ迅速に対応するよう努めている。	
C	特に配慮していない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類V-4 地域や関係機関との関係

評価項目V-4-(1)

地域や関係機関との関係は良好か

判断基準		評価 (A・B・C)
A	次の項目のうち全てに該当する。	
	プライバシーの尊重を前提として、一時保護所の概要などを、必要に応じて地域の関係機関に情報提供している。	
	学校等関係機関や地域住民に対し、一時保護所の理解を深めるような活動をしている。	
	入所児童の在籍校との個別の情報交換が必要に応じて行われている。	
B	Aの中でいずれか1～2つは該当する。	
C	上記のいずれにも該当しない。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価分類V-5 実習・ボランティアの受け入れ

評価項目V-5-(1)

実習生の受け入れを適切に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れのための担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	実習目的に応じた効果的な実習が行われるためにプログラム等を工夫している。	
	実習生と職員との意見交換の機会を設けている。	
B	マニュアルに基づき施設の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。	
C	マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。	
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

評価項目 V-5-(2)

ボランティアの受け入れや育成を積極的に行っているか。

判断基準		評価 (A・B・C)
A	Bに該当したうえで、次の項目のうち全てに該当する。	
	受け入れにあたり、あらかじめ職員や子どもに基本的な考え方・方針が理解されるよう説明している。	
	受け入れと育成の担当者が決められており、受け入れ時の記録が整備されている。	
	ボランティアの意見や指摘事項を施設運営に反映させている。	
B マニュアルに基づき一時保護所の方針、子どもへの配慮等を十分説明している。		
C マニュアル等がなく、取り組みが不十分である。		
評価結果の事例や意見等：		

MEMO

総合的な評価 ～すべての領域評価を終えて～

- ・評価領域 I～Vまでの領域評価を行い、評価の総括や、個々の項目では評価しきれない一時保護所の職員の姿勢、一時保護所の対応などを自由記述してください。
- ・評価者の評価実施後の感想なども御記入ください。

《総合的な評価等》

別紙 令和7年度評価に向けた評価項目修正等の提案

- ・ 項目Ⅰ-1-(3)について、「こどもへの呼び方や叱り方などで、こどもの人格尊重を意識しているか」を、「こどもへの呼び方や支援などで、こどもの人格尊重を意識しているか」に修正する。
- ・ 項目Ⅰ-1-(3)について、「こどもに対して威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないう、職員間で相互に意識している」を、「こどもに対する指導等の際に威圧的な言葉を使ったり、無視が行われないう、職員間で相互に意識している」に修正する。
- ・ 項目Ⅰ-1-(4)について、「無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で反省する仕組みをつくっている。」を「無意識に性差による固定観念で指導をしていないか、職員同士で話し合いをする仕組みをつくっている。」に修正する。
- ・ 項目Ⅰ-3について、児童福祉法に基づく意見表明支援やアドボカシーの内容を追加し、項目全体も整理する。
- ・ 項目Ⅰ-3について、「要望・苦情」「苦情」「要望や苦情」を「心情、意見又は意向」に修正し、「意見」は「意見等」に修正する。
- ・ 項目Ⅰ-4-(3)について、「セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを日常的に会議等で確認している。」を「セクシャルハラスメントの禁止を職員に徹底するため、行われていないことを日常的に又は会議等で確認している。」に修正する。
- ・ 項目Ⅰ-4-(5)について、「夜間、男子児童・女子児童が互いの居室に行き来できないよう、トラブルの防止策が講じられている。」を「夜間、男子児童・女子児童が互いの居室に行き来できないような対策や、同性間でも児童間の互いの居室に行き来に関するトラブルの防止策が講じられている。」に修正する。
- ・ 項目Ⅱ-2-(10)について、「こどもに一時保護の長期化の状況を説明し、ある程度の現状認識や見通しがもてる努力をしている。」を「こどもに一時保護の長期化の状況を説明し、不安が解消できるような働きかけをしている。」に修正する。
- ・ 項目Ⅲ-2-(1)について、タブレット学習の活用状況についても、評価項目に加える。
- ・ 項目Ⅳ-6-(1)について、「入浴の時間・回数・安全面の配慮等は適切に行われているか」を「入浴の時間、回数、安心・安全面の配慮等は適切に行われているか」に修正する。
- ・ 項目Ⅳ-6-(1)について、評価項目に、「入浴中の不安なできごとを伝えられる機会が設けられているか」を追加する。
- ・ 項目Ⅴ-2-(2)について、「内部研修が定期的（年2回）に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が必ず受講できる」を「内部研修が定期的（年2回）に実施され、職員・非常勤職員とも必要な職員が適切に受講できる」に修正する。
- ・ 項目Ⅴ-3-(3)について、「メンタルヘルスの向上を図るための研修が定期的に行われているか」を「メンタルヘルスの向上を図るための研修等が定期的に行われているか」に修正する。
- ・ 項目Ⅴ-3-(5)について、「こどもに対して不審者等発生時の訓練又は指導を行っており、

こども自身が自分の身を守る方法を知っている。」を「こどもに対して不審者等発生時の対応等を伝えており、こども自身が自分の身を守る方法を知っている。」に修正する。

- ・ 項目V-3-(6)について、「入所児童に対して日頃から無断外出をしないよう指導している」を「入所児童に対して日頃から外出のルールを説明している」に修正する。
- ・ 項目V-3-(6)について、「建物の構造が、自由な出入りを制限できるように工夫されている。」を「無断外出の抑止や、無断外出があった場合の動線の安全面での配慮など、建物の設備面で工夫されている。」に修正する。

令和6年度
児童相談所一時保護所外部評価報告書

令和6年10月

横浜市児童福祉審議会
児童相談所一時保護所外部評価委員会